

大和市監査委員告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 健康福祉部
- 3 監査対象期間 令和2年11月～令和3年10月
- 4 監査年月日 令和3年11月26日
- 5 監査の方法 この監査は、健康福祉部（健康福祉総務課、おひとりさま政策課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、人生100年推進課、障がい福祉課、生活援護課、新型コロナウイルスワクチン接種担当）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 財産管理に関する事務
  - (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
  - (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
  - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (9) 基金管理に関する事務
  - (10) 備品管理に関する事務
  - (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
  - (12) 切手・はがきの受払に関する事務
  - (13) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
  - (14) 中国残留邦人等扶助費支給に関する事務

- (15) 犬の登録手数料徴収に関する事務
- (16) がん患者等ウィッグ購入費助成に関する事務
- (17) 重粒子線治療費助成に関する事務
- (18) 墓地埋葬法による葬祭実施に関する事務
- (19) 予防接種費用助成に関する事務
- (20) 介護予防ポイント転換金交付に関する事務
- (21) 健康ポイント還元品交付に関する事務
- (22) 介護保険料賦課及び減免に関する事務
- (23) 第三者行為請求に関する事務
- (24) 介護保険サービスに関する事務
- (25) 介護保険高額サービスに関する事務
- (26) 過誤納金還付に関する事務
- (27) 不納欠損処分に関する事務
- (28) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (29) 家族介護慰労金支給に関する事務
- (30) 高齢者はり・きゅう・マッサージの治療費助成に関する事務
- (31) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (32) 在日外国人高齢者等福祉給付金給付等に関する事務
- (33) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (34) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (35) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務
- (36) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (37) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (38) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (39) 重度障がい者訪問入浴サービス費用助成に関する事務
- (40) 障害者自動車運転訓練費助成・身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (41) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (42) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (43) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (44) 日常生活用具の給付に関する事務
- (45) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (46) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (47) 通所訓練費支給に関する事務
- (48) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (49) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (50) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (51) 扶助費支給に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

7 監査結果 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(健康福祉総務課)

- 1 予算執行に関する事務において、支払いが遅延しているものがあった。
- 2 補助金交付に関する事務において、算定を誤り、交付額に過払いを生じているものがあった。

(医療健診課)

収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。